

令和4年1月20日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

「まん延防止等重点措置」の実施に伴う対策について

全国各地でオミクロン株を含めた新規感染者数が急増する中、本県も感染が急激に拡大しており、1月20日には、過去最多となる167人の新規感染者が確認され、直近1週間の累積新規感染者数は691人、医療のひっ迫具合を示す確保病床の使用率も29.9%となるなど、保健所への負担や、通常の医療にも大きな影響が生じるおそれが高まる非常に厳しい状況にあります。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況となっています。このため、早期に強い対策を行うことで感染拡大を速やかに抑え、県民の皆さまの生命を守る適切な医療提供が続けられるよう、国へ要請し、この度、本県を含む1都12県が、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、まん延防止等重点措置区域に加えることが決定されたところです。

県民の皆さまには、今一度、大切な家族や友人、仲間に感染させることがないよう、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」など、引き続き、最大限の感染防止対策をとっていただきますよう、改めてお願いします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等による出勤者の削減の取組み、職場に出勤する場合は時差出勤や自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを強力に推進するようお願いいたします。また、特に、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう協力をお願いします。

また、本県のまん延防止等重点措置区域である高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町の8市6町において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗を対象に営業時間短縮等を要請します。認証店の場合は、営業時間を午前5時から午後9時まで、酒類の提供は午後8時までとするか、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないことのいずれかを選択できることとしています。一方、認証を受けていない場合は、営業時間を午前5時から午後8時まで、酒類の提供を行わないよう、要請します。

今回の要請に係る第9次の営業時間短縮協力金については、準備期間を考慮し、遅

くとも1月24日（月）午前0時から、全面的にご協力いただいた場合は、お支払いの対象となります。

なお、今回の協力金については、中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまでに営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も令和4年1月21日から2月13日までの間、営業時間短縮等の要請に、全面的にご協力いただける飲食店に係る協力金の一部を前払いする制度を創設します。制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、2月上旬に公表します。

飲食店の皆さまには、これまで8度にわたり、営業時間短縮の要請等についてお願いしてまいりました。再び、非常に大きなご負担をおかけすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願いします。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の実施に伴う県民の皆さまへのお願い」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料2）、「イベント等の開催に係る留意事項について」（資料3）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただきますとともに、感染防止対策を徹底いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先  
香川県商工労働部産業政策課  
担当 景政・佐藤  
TEL 087-832-3350